令和5年度第9回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年11月27日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和5年11月27日　午後2時58分							
場　　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （16名）	1	南　忠明	2	山口　利治	3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
					7	野口　兼幸	8	白濵　康範
	9	長尾　五男	10	尾﨑　康裕	11	坂瀬　達生	12	本村　元
	13	寺坂　誠一	14	米山　孝	15	山田　勝久	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠 席 委 員 （3名）	1	南　忠明	5	中村　耕二	6	山本　実雄		
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	11	坂瀬　達生	3	山﨑　早苗				
事　務　局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 57 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 58 号	農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 59 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 60 号	五島農業振興地域整備計画（農用地区域の編入・除外）に係る意見について	可　　決
	議案第 61 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 62 号	農用地利用集積等促進計画（渡人から機構）に対する意見について	可　　決
	議案第 63 号	農用地利用集積等促進計画（機構から受人）に対する意見について	可　　決

＝午後1時30分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第9回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、1番委員、5番委員、6番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第9回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

はじめに、議案第57号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第57号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2ページから5ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 10 筆、畑 50 筆で、面積は 46,363 ㎡となっております。

4月からの累計は、田 140 筆、畑 370 筆で、合計面積は 437,768.36 ㎡となっております。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第57号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

６ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第3項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

それでは8ページをお開きください。

議案第58号

1番　権利：所有権移転　無償

所在：富江町　畑１筆　　777 ㎡

譲渡理由：遠隔地に居住しており耕作できないため、当該地を譲り渡す。

譲受理由：譲渡人から譲り受け農業を始める。

11月16日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

議案第58号の1番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。議案第58号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第58号の1番は許可されました。

○議長（会長）
つづきまして、議案第58号の2番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
2番　賃貸借権　設定期間　5年
所在：岐宿町　畑　13 筆　29,527 ㎡
譲渡理由：賃借人の要望により当該地を貸し付ける。
譲受理由：当該地を借り受けて、農作物(飼料作物)栽培を行う。

11月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第58号の2番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
地目が樹園地になってますが、抜根は終わったんでしょうか。

□事務局
はい。抜根はすべて終わりまして、根っこの片付けも終わっております。

○委員
ということは作付けできるということですね。

□事務局
はい。

○議長（会長）
ほかになにかございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。議案第58号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第58号の2番は許可されました。

○議長（会長）
つづきまして、議案第58号の3番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
9ページをお開き願います。

3番　賃貸借権　設定期間　5 年
所在：三井楽町　畑1筆　　3,957 ㎡
譲渡理由：賃借人の要望により当該地を貸し付ける。
譲受理由：当該地を借り受けて、新規に農作物栽培を行う。

11月16日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第58号の3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。議案第58号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第58号の3番は許可されました。

○議長（会長）
つづきまして、議案第58号の4番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
4番　権利：所有権移転　有償

所在：岐宿町　田２筆　　3,446 ㎡
譲渡理由：妻が病気療養のため耕作を休止しており、譲渡する。
譲受理由：規模拡大のため買って耕作する。

１１月１６日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第５８号の４番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。議案第５８号の４番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第５８号の４番は許可されました。

○議長（会長）
つづきまして、議案第５８号の５番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
５番　権利：所有権移転　有償

所在：富江町　畑 1 筆　　1,345 ㎡
譲渡理由：離農しているので、譲渡したい。
譲受理由：取得し、経営規模を拡大したい。

１１月１６日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第５８号の５番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。議案第58号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第58号の5番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第59号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。
10から11ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、12ページの議案第 59 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界についてはブロック壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを平屋建てとし高さを加減することにより日照等の被害や営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、13から15ページの議案第 59 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、盛土を最高 1.0m、最低 0.5mの土地造成を実施する計画です。隣接地の境界については、既存の石垣や擁壁を使用し、また、コンクリート擁壁を一部新設することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。事業内容としては、申請人と母が生活する居宅と経営する訪問介護事業所の事務所及び駐車場、通路を建設する計画です。駐車場敷地についてはコンクリート舗装と砕石敷きとし、通路はアスファルト舗装をする計画です。南側敷地については芝生を敷設し、緑地を設ける計画となっております。また、隣接する農地とは、緑地、緩衝地を設け十分な距離を確保することにより日照等の被害や営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下及び敷地内の通路の側溝へ放流し市道側溝へ排出する計画です。汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
本案については全地区協議会を開催しております。

次に、16ページの議案第 59 号の 3 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地となっております。
申請地は、現状のまま使用し、周辺は、耕作農地が無く宅地されております。隣接する事業併用地の宅地とともに宅地分譲 1 区画を計画しています。雨水排水は敷地内で自然流下とし、建物が建設された後、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

最後に、17ページの議案第 59 号の 4 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、敷地全体を一部コンクリート舗装及び砕石敷きとする事で土砂流失又は崩壊等の被害の発生が無いよう対策し、また、駐車場として使用しますので周辺農地の営農等に被害の恐れはないと思います。雨水排水については、敷地内で自然流下とする計画です。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第59号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第59号の1番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます

□富江地区協議会会長
富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第59号の1番について、当協議会は去る11月16日、現地調査

を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第59号の2番から3番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第59号の2番及び3番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第59号の2番及び3番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
もうちょっと下の方に家もあったし、ここの宅地の方がくっついていたように思いますが。あとの空き地がちょっとしかなかったですもんね。いつの時代のゼンリン地図なんですか。

□事務局
たしかにこのゼンリンの地図は古い感じがしますが、いつのかというのは不明でございます。
今回長崎県に申請をするにあたっては、新しい地図にして現況写真も添付しております。

○委員
もうひとつよろしいでしょうか。
市道の側溝の高さが結構ありましたもんね。汚水、生活排水を反対側から側溝に流すのに相当の勾配がなかったらダメじゃないかなと判断しておりました。おそらく溜まりはしないでしょうけど、下

の方の人に迷惑は掛からないんだろうかと思ったものですから。
いくらかの盛土はするんでしょ。1mあればそこの側溝に流れる計算なんですか。

□事務局
それにつきましても、申請者及びこれの建築事業主である崎山建設に確認したところ、流量についてはこの設計書どおりに処理はできるという回答をいただいております。

○議長（会長）
ほかに質疑はございませんか。

挙手がないようですので、つづきまして、議案第５９号の４番に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第５９号の４番について、当協議会は去る１１月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

○議長（会長）
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第５９号の１番から4番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第５９号１番から4番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第６０号　五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

１８ページをご覧下さい。

五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。 また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、

①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑤土地改良事業等が、完了後８年を経過しているものであること。

以上 5 つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

１９ページをお開き下さい。

議案第６０号

１番

申出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、高田町　田 1 筆　1,105 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して農地保全を行いたい。」とのことで、編入後は、「「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。」とのことです。

２０ページをご覧ください。

２番

申出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、 吉田町　田1筆　2,266 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して農地保全を行いたい。」とのことで、編入後は、「「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。」とのことです。

２１ページをご覧ください。

３番

申出人については、議案書のとおりです。

所在地、 大荒町　畑 1 筆　1,521 ㎡のうち 665 ㎡、除外の目的は、個人農家住宅用地。

除外の理由は、申出人（譲受人転用者）の母は祖父からの農地を承継しているが、人手不足で耕作が困難なため休耕がちとなっていることから、申出人夫婦が維持管理の手伝いを続けている。

申出人夫婦は、「現在借家住まいであるため、母の自宅に隣接する土地の一部の贈与を受け住居を建築して、母の老後を見ながら、併せて農地の営農維持管理を助けたい。」とのことです。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第６０号の１番から３番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第６０号の１番から２番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
本山・大浜地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第６０号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての１番と２番について、当協議会は去る１１月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

１番と２番の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
質疑を終わります。
つづきまして、議案第６０号の３番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理
福江地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第６０号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての３番について、当協議会は去る１１月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

３番の農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

○議長（会長）
質疑を終わります、採決は一括して行います。
議案第６０号の１番から２番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、「適当である。」との意見であります。
また、議案第６０号の３番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、「やむを得ない。」との意見であります。
地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である。」除外のための計画変更については「やむを得ない。」とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第６０号の１番から２番までの２件は、「編入のための計画変更については適当である。」、議案第６０号の３番までの１件は、「除外のための計画変更については、やむを得ない。」との意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第６１号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
２２ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち １ 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
それでは、議案についてご説明いたします。
２４ページをご覧ください。

１番　　申請地　畑１筆　3,269 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　畑 1 筆　1,677 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

3 番　　申請地　畑 1 筆　3,025 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　田 2 筆、畑 1 筆　6,734 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

4 番 2　　申請地　田 1 筆　2,424 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

5 番　　申請地　畑 4 筆　6,089 ㎡
契約内容は贈与となっております

6 番　　申請地　畑 3 筆　3,119.15 ㎡
契約内容は贈与となっております

7 番　　申請地　田 2 筆　5,904 ㎡
契約内容は売買となっております

8 番　　申請地　田 5 筆、畑 2 筆　11,837 ㎡
契約内容は贈与となっております

以上、申請番号 1 番～8 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
7番ですけど、利用目的が畑で、現況地目は田140，000円となっている。これでいいんですか6反近くあるんだけど。

□事務局
今契約書を確認したところ、現況が田で利用は畑、反当りの単価はないんですけどそれぞれ69，

000円と71，000円合計140，000円となっておりますので、こちらの内容で間違いありません。

○委員

三井楽地区の田の標準売買価格は100，000円以上ではなかったか。ここだと600，000円以上になるのではないか。

○三井楽地区協議会会長

現地確認をしたところ地目は田となっておりますが、この辺一帯は水がありませんので現況は畑でした。田んぼにはなりません。

○委員

現況が畑ならいいです。

○議長（会長）

ほかになにかありませんか。

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第61号、貸借権設定の1番から4番2、所有権移転の5番から8番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、貸借権設定の1番外4件、所有権移転の5番外3件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第62号「農用地利用集積等促進計画（渡し人から機構）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。

61ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

それでは議案についてご説明いたします。

29ページをご覧ください。

1番1　　申請地　　畑7筆　28,053㎡

1番2　　申請地　　畑1筆　　3,122㎡
1番3　　申請地　　畑4筆　　19,932㎡
1番4　　申請地　　畑2筆　　7,279㎡
1番5　　申請地　　畑2筆　　9,148㎡
1番6　　申請地　　畑1筆　　2,628㎡
1番7　　申請地　　畑1筆　　3,442㎡
1番8　　申請地　　畑5筆　　12,186㎡
1番9　　申請地　　畑1筆　　5,444㎡
1番10　　申請地　　畑1筆　　2,766㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番11　　申請地　　畑1筆　　5,024㎡
1番12　　申請地　　畑1筆　　1,629㎡
1番13　　申請地　　畑3筆　　13,634㎡
1番14　　申請地　　畑2筆　　9,419㎡
1番15　　申請地　　畑6筆　　13,325㎡
1番16　　申請地　　畑2筆　　2,417㎡
1番17　　申請地　　畑2筆　　5,710㎡
1番18　　申請地　　畑6筆　　11,219㎡
1番19　　申請地　　畑6筆　　13,554㎡
1番20　　申請地　　畑1筆　　3,402㎡
1番21　　申請地　　畑1筆　　880㎡
1番22　　申請地　　畑1筆　　1,310㎡
1番23　　申請地　　畑1筆　　2,309㎡
1番24　　申請地　　田1筆　　4,269㎡
1番25　　申請地　　田1筆、畑2筆　　10,698㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番26　　申請地　　畑1筆　　3,346㎡
1番27　　申請地　　田10筆　　3,472㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番28　　申請地　　田2筆　　2,941㎡
1番29　　申請地　　田1筆　　1,395㎡
1番30　　申請地　　田2筆　　2,537㎡
1番31　　申請地　　田2筆　　1,912㎡
1番32　　申請地　　田3筆　　3,916㎡
1番33　　申請地　　田1筆　　925㎡
1番34　　申請地　　田2筆　　3,312㎡
1番35　　申請地　　田2筆　　2,784㎡
1番36　　申請地　　田2筆　　2,895㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番37　　申請地　　田2筆　　2,916㎡

以上、1番各号の契約内容は、賃貸借権が1番4、1番6、1番10、1番11、1番16、1番17、1

番 21、1 番 25 から 1 番 28, 1 番 35、1 番 37 で、ほかは使用貸借権となっております。

以上、1 番 1 から 1 番 37 までの計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第６２号１番１から１番３７については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第６２号１番外３６件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第６３号「農用地利用集積等促進計画（機構から受け人）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第６２号で説明したとおりでございますので省略いたします。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第６２号１番各号の利用権設定に係る集積等促進計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。４１ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 7 筆　28,053 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

2 番　　申請地　　畑 4 筆　19,932 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

3 番　　申請地　　畑 1 筆　3,122 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

4 番 1　　申請地　　畑 3 筆　9,907 ㎡
4 番 2　　申請地　　畑 1 筆　2,766 ㎡

以上、4 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　　畑 2 筆　9,148 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

6 番 1　　申請地　　畑 1 筆　3,442 ㎡
6 番 2　　申請地　　畑 1 筆　5,024 ㎡
以上、6 番各号の契約内容は、6 番 1 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

7 番 1　　申請地　　畑 1 筆　5,444 ㎡
7 番 2　　申請地　　畑 6 筆　11,219 ㎡
以上、7 番各号の契約内容は使用貸借権となっております。

8 番 1　　申請地　　畑 5 筆　12,186 ㎡
8 番 2　　申請地　　畑 2 筆　9,419 ㎡
以上、8 番各号の契約内容は使用貸借権となっております。

9 番 1　　申請地　　畑 3 筆　13,634 ㎡
9 番 2　　申請地　　畑 1 筆　3,402 ㎡
以上、9 番各号の契約内容は使用貸借権となっております。

10 番　　申請地　　畑 6 筆　13,325 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

11 番 1　　申請地　　畑 2 筆　2,417 ㎡
11 番 2　　申請地　　畑 2 筆　5,710 ㎡
以上、11 番各号の契約内容は賃貸借権となっております。

12 番　　申請地　　畑 6 筆　13,554 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

13 番 1　　申請地　　畑 1 筆　1,629 ㎡
13 番 2　　申請地　　畑 1 筆　880 ㎡
以上、13 番各号の契約内容は賃貸借権となっております。

14 番　　申請地　　畑 1 筆　1,310 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

15 番　　申請地　　畑 1 筆　2,309 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

16 番　　申請地　　田 1 筆　4,269 ㎡

契約内容は使用貸借権となっております

17 番 1　　申請地　　田 1 筆、畑 2 筆　10,698 ㎡
17 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　3,346 ㎡
17 番 3　　申請地　　田 10 筆　　3,472 ㎡
以上、17 番各号の契約内容は賃貸借権となっております。

18 番　　申請地　　田 1 筆　1,344 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

19 番　　申請地　　田 2 筆　2,941 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

20 番　　申請地　　田 1 筆　1,395 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

21 番 1　　申請地　　田 2 筆　2,537 ㎡
21 番 2　　申請地　　田 2 筆　1,912 ㎡
21 番 3　　申請地　　田 3 筆　3,916 ㎡
21 番 4　　申請地　　田 1 筆　　925 ㎡
21 番 5　　申請地　　田 2 筆　3,312 ㎡
21 番 6　　申請地　　田 2 筆　2,784 ㎡
21 番 7　　申請地　　田 2 筆　2,895 ㎡
21 番 8　　申請地　　田 2 筆　2,916 ㎡
以上、21 番各号の契約内容は、賃貸借権が 21 番 6、21 番 8 で、ほかは使用貸借権となっております。

以上、1 番から 21 番 8 までの計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第６３号１番から２１番８については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第６３号１番外３６件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
(1) 農家との絆を深める運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 違反転用是正計画書について
(4) その他
について報告・協議

○議長（会長）
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度第9回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後2時58分　閉会＝

五島市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

議　　長

署 名 委 員

署 名 委 員